

平成27年 第3回 定例

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成27年3月18日(水) 午後2時00分開会  
午後3時15分閉会

開催場所 摂津市役所 新館7階 講堂

付議事件

議案番号	件名	審議結果
16	「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」	承認
17	「摂津市立公民館長任命の件」	承認
18	「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」	承認
19	「摂津市スポーツ推進委員解嘱及び委嘱の件」	承認
20	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件」	承認
21	「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
22	「摂津市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定の件」	承認
23	「摂津市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の件」	承認
24	「摂津市教育委員会表彰対象者選定の件」	承認

出席者

委員 長	大矢優子	次世代育成部次長		総務課長代理	鈴木誠
委員長職務代理者	福元実	兼教育センター所長	若狭孝太郎	子育て支援課長代理	高田邦明
委員	齊藤公男	総務課長	溝口哲也	生涯学習課長代理	
委員	山手知栄子	子育て支援課長	木下伸記	兼安威川公民館長	伊部貴雄
教育 長	箸尾谷知也	次世代育成部参事		総務課主査	池田智子
		兼こども教育課長	小林寿弘		
教育総務部長	山本和憲	学校教育課長	荒木智雄		
次世代育成部長	登阪弘	学校教育課参事			
生涯学習部長	宮部善隆	兼課長代理	野本憲宏		
		教育支援課長	撰田裕美		
		生涯学習課長	柳瀬哲宏		
		文化スポーツ課長	辻稔秀		

委員長

ただいまより、平成27年第3回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は福元職務代理者ですので、よろしくお願ひします。

本日の付議事件は追加議案を含めて9件、報告事項は4件ですが議案第24号につきましては、教職員の人事に関する案件であります。この議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。従いまして、まず議案第16号から議案第23号を審議し、続いて2. 報告事項の報告をすべて終えた後に暫時休憩をとりまして、引き続いて秘密会を宣言し、議案第24号について関係部課長の出席を求め再開したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行してまいります。

それでは、議案第16号「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」について、教育支援課長より説明をお願いいたします。

教育支援課長

議案第16号「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」につきまして、ご報告申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。

ご意見・ご質問等がございませんので、議案16号「摂津市教育指導嘱託員委嘱の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第17号「摂津市立公民館長任命の件」について、生涯学習課課長代理より説明をお願いします。

生涯学習課長代理  
兼安威川公民館長

議案第17号「摂津市立公民館長任命の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
みなさん再任ですね。また公民館まつりでお世話になると思います。よろしく申し上げます。  
他にご意見・ご質問等がございませんので、議案第17号「摂津市立公民館長任命の件」は、承認いたします。  
続きまして、議案第18号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」について、生涯学習課課長代理より説明をお願いします。

生涯学習課長代理  
兼安威川公民館長

議案18号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
ご意見・ご質問等がございませんので、議案18号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」は、承認いたします。  
続きまして、議案第19号「摂津市スポーツ推進委員解嘱及び委嘱の件」について、文化スポーツ課長より説明をお願いします。

文化スポーツ課長

議案19号「摂津市スポーツ推進委員解嘱及び委嘱の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
スポーツ推進委員はいつも定員を満たしていない様子ですが、現状はいかがでしょうか。

文化スポーツ課長

定員は34名となっておりますが、こちらの2名の委嘱をご承認いただきまして、スポーツ推進委員は32名となります。まだ2名、定員まで余裕がありますが、地域のばらつき等を勘案しながらできるだけ補充できるように努力いたします。

委員長

他にご意見・ご質問等がございませんので、議案18号「摂津市社会教育指導嘱託員委嘱の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第20号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第20号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
教育委員会規則が変わることでの、委員長の削除や条が変わるということですね。

ご意見・ご質問等がございませんので、議案第20号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則制定の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第21号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第21号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
特に職務内容が変わることではないのですね。

総務課長

はい、これまで人事評価を実質は行っておりましたが、この度事務分掌の変更に伴いまして、新たに文言を追加するものであります。

委員長

今までも行っていたということですね。文言を追加しただけで内容的には変わっていないということですね。それではご意見・ご質

間等が他にございませんので、議案第21号「摂津市教育委員会事務局内部組織に関する規則の一部を改正する規則制定の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第22号「摂津市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

議案第22号「摂津市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めます。

【以下、議案書により説明】

委員長

説明が終わりましたが、ご意見等がございますか。

所長を次長と定義しないということは、何か目的があるのでしょうか。今までは所長イコール次長でしたよね。

総務課長

現在、教育センターの所長を教育委員会次世代育成部次長が兼任しておりますが、今後所長を次長に定義しないこと、固定しないということで、この規則から削除するものでございます。

委員長

別々の方がされるということもあるのでしょうか。

総務課長

人事配置として、その可能性もございます。

委員長

そのように弾力的にできるようにするために、今回改正するというのでしょうか。

総務課長

そのとおりでございます。

委員長

それでは、他にご意見等がございませんので、議案第22号「摂津市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定の件」は、承認いたします。

続きまして、議案第23号「摂津市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の件」について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 議案第23号「摂津市長の権限に属する事務の委任及び補助執行の件」につきまして、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

【以下、議案書により説明】

委員長 説明が終わりましたが、ご意見等はございますか。  
市長名で文書は届くけれども、実際の事務手続きの執行は教育委員会事務局ということですね。保護者にとって分かりやすいことが何よりだと思います。

それでは他にご意見等がありませんので次に進みます。報告事項（1）事業実施に伴う奨励援助の件について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長 [事業実施に伴う奨励援助の件について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。  
上から7番目のTOS大阪セミナーについて、大阪聖母学院小学校が開催場所となっておりますが、これは三宅柳田小学校で研究授業の時に世話になっている先生が中心になっているということでしょうか。

学校教育課長 そのとおりでございます。

委員長 奥先生を中心に主催されるということですね。

学校教育課長 そのとおりでございます。

委員長 他にご質問等がございませんので、次に進みます。（2）摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会規則の廃止についてこども教育課長より説明をお願いします。

こども教育課長 [摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会規則の廃止について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問・ご意見はございますか。

ご質問等がございませんので、次に進みます。(3)平成27年度2月までの問題行動等の報告について学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長 [平成26年度2月までの問題行動等の報告について説明]

委員長 説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。

委員長職務代理者 器物破損が昨年に比べて多いですよね。これは学校の状況がどのような状況なのか考えます。生徒間暴力も今年はずいぶん多くなっています。器物破損の件数は昨年とは一桁違いますので、学校がかなりしんどい状況にあるのかなと思います。そのあたりはどのように考えているのでしょうか。また、I小学校の6年生の件で、転校してきた子どもについては特に先生が注意して見守らなければならないと思いますが、それにもかかわらず加害児童は6年男子14名、女子17名とこれはクラスのほとんどの児童だと思います。これは先生が気付くのが遅いと思いますが、どのような状況だったのでしょうか。

学校教育課長 器物損壊も生徒間暴力も、複数の中学校に於きまして学年全体が落ち着かない状況がありまして、その中で発生した件が多くなっております。特に器物破損については軽はずみな気持ちですぐに物を壊してしまう事例が多く発生しています。今月は複数の小学校で、友達とのトラブルでイライラした気持ちを物を叩く、蹴るということで解消しようとするケースが発生しました。来年度は特に中学校での生徒指導体制を、教員の分担を含めて学校全体でどのように対応するかということについては、大阪府教育委員会と連携しながら検討するところがございます。

78ページのいじめの件は、この件で初めて気づいたということではなく、以前から担任も、担任以外も注意して見ておりましたがなかなか大きく表立たない状況でした。この件では、マラソンをする時にクラスの子どもたちは朝礼台の上に上着を置いていて、被害児童は別の場所に置いていたのですが、それをからかってみんなの上着の上に置いたということがございます。非常に悪質なのですが、ここで明らかにいじめがあるということになりましたので、保



護者会等を開き指導にあたりました。

齊藤委員

79ページの対教師暴力ですが、放課後に生徒Aが教員に足を引っ掛けて倒すという事例があった時に、この学校の生徒指導体制があると思うのですが、なぜこの教員は然るべき対応をしなかったのでしょうか。そのために、10分後にまた同じ生徒が同じ教員に対して暴力を起こして、教員が大変な傷を負われたということですので、この状況とこの学校の組織的な生徒指導体制がどうなっているかということをご説明ください。

学校教育課長

この事例については、日常よりからかいの気持ちで教員を叩くということがありました。最初のすれ違いざまに足を引っ掛けたというのは2階で、2回目は3階で起こったのですが、教員が職員室等で報告する前に2回目に出会って、起こったものでございます。大きな怪我をいたしました。いつものふざけた行為がエスカレートしたものだということでございます。組織的な生徒指導体制につきましては、いくらからかいの行為であっても、生徒と先生という立場もあります。この生徒のいろいろな課題もありますが、それを共有して指導していくという点においては反省点がありますので見直しをしております。

委員長

この件は女性の教員ですよね。例えば支援学校の指導では中学校の男子生徒は女性の体に簡単に触ってはいけませんということを厳しく教えています。この件については、女性の教員に足を引っ掛けることも問題ですが、柔道技を掛けるということはかなり接触も多いですので、非常に問題があると思います。暴力もいけないですし、女性を簡単に触るということも問題ですが、この点については厳しく指導されているのでしょうか。

学校教育課長

はい、ご指摘のとおりでございますので厳しく指導しております。

委員長

力ではもう中学生にはかないませんので、その点のご指導もお願いいたします。この生徒は繰り返し指導しても治らない生徒でしょうか。

学校教育課長      この件については警察の支援もいただき、厳しく指導いたしました。

委員長              以前からからかっていたということですか。

学校教育課長      以前からからかいの傾向がありましたが、それをきちんと指導できていなかったという状況でございます。

委員長              ご指導をよろしくお願いします。  
器物破損の件数が増えています。先日の学校経営計画のヒアリングの中で、学校でのアンケートでは学校のものは大切にしなければならないということ、ある学校では90%以上の子どもが理解しているということがありました。これは残りの数%の子どもが起こしているのでしょうか。これは100%の子どもが理解しなければならないことだと思います。

学校教育課長      同じグループの子どもが繰り返し起こしておりますが、続けて起こしますと、グループの周囲の子どもも簡単な気持ちで物を壊してしまうということがあり、件数が増えてしまいます。指導体制をもう一度見直したいと思います。

委員長              その場合は弁償してもらっているのでしょうか。誰がやったかわからないというケースもあるでしょうか。

学校教育課長      対象者が分かっている場合は弁償してもらっています。

委員長              学校の財産をぜひ大事に使っていただきたいと思います。

山手委員            小学校6年生の転校生の事例は、これから中学校がありますので、小中連携して中学校でも引き続き見守り体制を続けていただきたいです。

委員長              それでは他にご意見等がありませんので、(4)各課事業日程報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業日程報告について説明]

総務課長

こちらに記載はございませんが、3月30日(月)午後1時30分から4時30分にかけて、春休み仕事学び体験講座がコミュニティプラザの3階コンベンションホールにて開催予定でございます。詳細については生涯学習課長から説明をさせていただきます。

生涯学習課長

[春休み仕事学び体験講座について説明]

委員長

説明が終わりましたが、何かご質問等はございますか。  
春休み仕事学び体験講座ですが、大勢の子どもが参加して、働くことに夢を持っていただけたらいいなと思います。  
それでは他にご意見・ご質問等がございませんので、秘密会以外の審議はすべて終了いたしました。会議の初めにお諮りしましたとおり、ここでいったん暫時休憩を取りまして秘密会として再開したいと思います。関係者以外の方はこれで終了いたします。それでは暫時休憩とします。

《暫時休憩》

委員長

これより秘密会として再開いたします。それでは、議案第24号を審議いたします。

【以下、秘密会のため削除】

これにて秘密会を解きます。これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして本日の定例教育委員会会議を終了いたします。皆様ご苦労様でした。